

裁 決 書

沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地294  
審査請求人 伊武部希望ヶ丘自治会  
会長 ブルデ シルヴェストル 恵  
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地299  
審査請求人 松井 深寿也（総代）

処 分 庁 沖縄県知事

審査請求人 伊武部希望ヶ丘自治会 会長（審査請求当時は松井深寿也。平成30年5月20日付けでブルデ シルヴェストル 恵が就任）が平成29年7月14日に提起した処分庁による沖縄海岸国定公園事業変更認可処分に係る審査請求（平成29年第82号事件）並びに審査請求人 松井深寿也、ブルデ シルヴェストル 恵、羽瀬俊広、中野雅博及び金城正が連名で平成29年8月4日に提起した処分庁による沖縄海岸国定公園事業変更認可処分に係る審査請求（平成29年第83号事件）（以下、両事件に係る審査請求人を総称して「審査請求人ら」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 平成29年2月14日付けで株式会社ユーズリゾート沖縄から提出のあった沖縄海岸国定公園事業（宿舎）の変更認可申請について、処分庁は、同年5月2日付けで変更認可処分（沖縄県指令環第61号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 審査請求人らは平成29年7月14日及び同年8月4日、沖縄県知事に対し、本件処分について審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人らの主張

本件処分の取り消しを求める。

良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有する者というべきであり、これらの者が有する景観利益は法律上保護に値する（最高裁判所平成17年（受）第364号同18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁（以下「平成18年判例」という。))。

自然公園法及び同法施行規則の規定からすれば、同法が、国立公園等、特にそのうち特別地域の自然の風致や景観を保護することをその趣旨及び目的の一つとしていることは明らかであり、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有しており、これらの者が有する景観利益は法律上の保護に値する（平成18年判例）というべきところ、自然風致景観利益についても同様と解するのが相当である。

本件処分によって、審査請求人らの居住地区からのオーシャンビューの景観を殆ど塞ぐことになり、良好な景観の恵沢を日常的に享受する利益（景観利益）を侵害されるおそれがある。

### 2 処分庁の主張

審査請求人らは、景観の利益の侵害を理由に本件処分の取り消しを求めているが、本件処分の根拠法令である自然公園法の目的は、同法第5条に基づいて指定された国立公園等において「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。」ものであり、指定された公園区域以外の地域における景観や、近隣住民の景観利益を保護するものではない。

そのため、審査請求人らの主張する特別地域の近隣に居住する者の良好な景観を享受する利益については、近隣に居住する個々の者に帰属する個別的利益として保護すべきものと解することはできない。

したがって、審査請求人らは、本件処分により侵害された自己の権利若しくは法律上保護された利益を有するとは解せないことから、審査請求人らは不服申立人適格を有しない。

また、審査請求人らが主張する景観の利益については、国定公園の指定に伴う反射的利益に過ぎず、法的に保護される利益とはないえないとの判例からも、審査請求人らは不服申立人適格を有しないと解する。（昭和49年12月20日/福井地判/判決/昭和46年（行ウ）5号）

## 理 由

行政不服審査法第2条により、行政庁の処分不服のある者は、審査請求をすることができるとされ、ここでいう「不服のある者」とは、不服がある者全てを指すのではなく、当該処分について審査請求をする法律上の利益がある者であって、これは行政事件訴訟法第9条の定める原告適格を有する者の具体的範囲と同一であると解されている。

「法律上の利益を有する者」については、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消されるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する者というべきである。

そして処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関連法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである。」（最高裁判所平成16年（行ヒ）第114号同17年12月7日大法院判決・民集59巻10号2645頁）と判示している。

大阪高等裁判所判決（大阪高等裁判所平成25年（行コ）第146号同26年4月25日判決）は、国定公園の特別地域内に一般廃棄物処理施設を建設することについて、県知事が自然公園法第20条第3項に基づく許可をすることの差止めを求めた事案であるが、自然公園法について、「自然公園法が保護の対象とする国立公園等の特別地域（略）の優れた自然の風致景観の恵沢を享受する利益（略）については、その帰属主体をあえて特定するとしても、国立公園等の利用者という程度のことはいえるだけであるし、通常その侵害は個人の生命、身体の安全や健康、財産を脅かすものではないから、その性質上、基本的には公益に属し、法令に手掛かりとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法がこれを周辺住民等の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解することは困難である。」と判示し、「もっとも、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有しており、これらの者が有する景観利益は法律上保護に値する（平成18年判例参照）というべき」として、「現に特別地域内の近隣に居住している者は、事実上、その特別地域の優れた自然の風致景観の恵沢を日常的に享受している」ことを前提に、「仮に本件施設の建設に係る20条許可が違法である場合、それがされることによって建設が可能となる本件施設の稼働（略）により、本件特別地域や金剛生駒紀泉国定公園の利用者を始めとする国民一般の自然風致景観利益が害されることに

なるが、本件施設の周辺の居住者等は、それに加えて、本件施設の稼働による騒音、悪臭、ふんじん等の具体的な被害を受けるおそれがあり、より現実的、直接的な被害はむしろ後者といえる。」とし、結論として「そこに居住するなど本件予定地の周辺の土地を生活の重要な部分において利用しており、本件施設の稼働によって、騒音、悪臭、ふんじん等の被害を受けるおそれのある者に対し、個々人の個別的利益としても保護すべきもの」として控訴人らの原告適格を認めている。

要するに、処分相手方以外の者の不服申立人適格は、当該処分において考慮されるべき利益にどの程度個別具体性があり、そのような利益を受ける住民がどの程度特定できるか、被害の重大性がどの程度かを見て判断するということである。

これを本件についてみると、本件処分は、自然公園法第16条第4項で準用する同法第10条第6項に基づき平成29年5月2日になされた国定公園事業の変更認可処分であり、本件公園事業で建設されている宿舎は、平成19年2月に事業執行認可を受けて以降、これまで何度か変更認可を受けている。

本件公園事業における2棟のタワー棟の高さは、最初の認可時点においては、36.33m及び27.612mであり、前回（平成28年4月14日）認可時においては39.5m及び18.62m、本件処分において認可された高さは、39.5m及び19.64mであることが確認できる。

確かに今回の認可によって、タワー棟1棟は前回より1m程高くなっているが、これまで認可を受けた高さの範囲内に収まっており、恩納村景観むらづくり条例で定める高さ制限40mを満たしていることが確認できる。

前回の変更認可処分を前提として、本件処分による新たな認可内容について検討を行ったが、審査請求人らが主張するオーシャンビューの景観を殆ど塞ぐことになったとする程の事業変更があったとまでは解することはできず、審査請求人らの主張を採用することはできない。

以上のとおり、審査請求人らは、法律上保護に値する良好な景観の利益を有している者とはいえず、本件処分において不服申立人適格を有しているとは認められない。

よって、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月5日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕





(教示欄)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から記載して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この写は原本と相違ありません  
沖縄県知事 玉城 康裕

